

市第96号議案

公立大学法人横浜市立大学の中期目標

公立大学法人横浜市立大学が平成29年度から平成34年度までに達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

前文

横浜は、開港以来、世界との窓口として、我が国の近代化をけん引し、今や日本最大の人口を擁する政令指定都市に成長した。

その過程では、関東大震災や戦争による被害、急速な都市化に伴う人口急増など、様々な困難に直面する度、市民の力でこれを克服し、今日の横浜を築き上げてきた。

横浜という都市とともに歩む横浜市立大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきた。

また、県内唯一の医学部を擁する公立大学として、市民の健康と命を支える「最後の砦」として、医療の提供・医療人材の輩出を続けてきている。

その教育・研究の土台には、横浜に育まれてきた豊かな「国際性」と、時代に先駆けてチャレンジしていく「先取の精神」がある。

平成17年には、地方独立行政法人として新たなスタートを切り、「発展する国際都市横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学」を目標とし、「教育重視・学生中心・地域貢献」という大学の基本方針の基に、学部・大学院・カリキュラムの再編や英語教育の充実、最

先端の研究の推進、高度先進医療の提供によるプレゼンスの向上など、数多くの成果を積み重ねてきた。

一方で、少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、横浜市立大学を取り巻く環境は、大きく変化し、大学の存在意義が問われる環境が到来しつつある。

横浜市立大学が、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成、都市課題や市民生活に密着した課題の解決に引き続き取り組むことに加え、自らの強みや特色を更に伸ばし、厳しい社会情勢の中でも学生や研究者に選ばれ、市民からの一層の信頼を得る大学を目指すよう第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日までとする。

第2 教育研究組織

次のとおり大学の教育研究組織を置く。

学 部	国際総合科学部
	医学部
研 究 科	都市社会文化研究科
	国際マネジメント研究科
	生命ナノシステム科学研究科
	生命医科学研究科
	医学研究科
学 術 院	

病 院	附属病院
	附属市民総合医療センター
研 究 所	木原生物学研究所
	先端医科学研究センター
学 術 情 報 セ ン タ ー	

第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 全学的な目標

教育の質の保証・向上を目指すため、卒業時の明確な到達目標（ディプロマポリシー）、その目標達成のための教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及びそれらに基づく教育内容等を踏まえた入学者の受入方針（アドミッションポリシー）に基づいて教育を行う。

教職員が一体となって教育を実施するため、教育組織の機能強化や領域横断的な教育体制の確立等を通じ、教職員協働型の教育推進体制を整備する。

また、横浜市立大学の持つ強みや特色を更に伸ばし、優秀な人材の確保とともに、時代の要請に応える人材育成や国際的にも通用する教育水準を有する魅力ある大学を目指し、教育環境の整備を更に推進する。

(2) 学部教育に関する目標

自ら課題を見つけ探究する姿勢と、様々な問題を解決する能力を備え、国際社会で活躍できる基礎となる幅広い教養と豊かな人間性・倫理観を養うことを目指し、共通教養教育を

充実させる。学生が卒業後、自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立が図られるようキャリア教育の充実に取り組む。

また、国際社会、超スマート社会で活躍するため、グローバルな視野を有し、幅広い教養と専門能力を兼ね備えた人材及び地域の課題解決に取り組むことのできる人材を育成するための教育を行うとともに、急速に進む時代の変化や学生の多様なニーズに柔軟に対応するため、社会ニーズに応えることのできる教育組織について検討を進める。

特に、高度の専門的職業人養成である医学分野については、県内唯一の公立大学医学部として、救急医療や医師不足診療科等の課題への対応や、市域・県域の医療体制への貢献を目指した医学教育の実践及び体制の強化を行う。また、超高齢社会の到来による新たな医療・福祉ニーズや医学教育の国際基準への対応についても充実させる。

(3) 大学院教育に関する目標

引き続き、領域横断的な教育研究を推進するとともに、地域と社会のニーズに応じた人材育成を行うため、柔軟な体制を構築する。

そのうえで、他大学との差別化を図るための特徴的な教育体制を構築し、高度な学術研究の成果を地域社会、更には世界へ発信できる人材を育成する。特に医学分野においては、生命科学の基礎に立脚して先端的な医療を支える高度の専門的職業人を育成する。また、高度の学術研究を行い、その成果を地域社会、更に世界に発信できる人材を育成する。

(4) 学生支援に関する目標

学生の学修成果の最大化を図るため、学修環境の整備、キャリア開発支援、学生の地域貢献活動の支援等を充実させる。

また、横浜市立大学の存在価値を高める優秀な学生を確保するために経済的支援の充実に努める。

2 研究の推進に関する目標

(1) 研究の推進に関する目標

(研究の推進)

横浜市立大学の強みとなる研究分野を戦略的に推進し、世界レベルの拠点となるよう取組を進める。

また、研究支援体制の充実等を通じて、大学全体としての研究水準の底上げにも努める。

(橋渡し研究の推進)

先端医科学研究センターを中心とした橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）体制の充実により、基礎医学で得られた優れた成果を臨床現場で実践できる医療技術に橋渡ししていくための研究を更に推進し、外部研究費の獲得、産学連携の推進等を通じ、高度かつ先進的な医療の提供に寄与する。

(がん対策の推進)

「横浜市がん撲滅対策推進条例」も踏まえたがん研究を推進し、先進的な治療法の早期実現に向けた取組を積極的に推進する。

また、地域がん診療連携拠点病院にも指定されている附

属2病院での豊富な症例も活用し、がん研究を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

臨床研究中核病院の早期承認を受けるための取組等を推進するため、臨床研究ネットワークの効果的な活用や、研究支援体制の充実等に取り組む。

第4 地域貢献に関する目標

市民に支えられた大学として、地域貢献を全教職員の責務とし、学部・大学院教育を通じて国際都市横浜の次世代を担う人材を育成するとともに、診療、医療、人材の育成、研究を通じた市民医療の向上により市民生活に貢献する。

また、大学の知的資源を活用した生涯学習の機会の提供に加え、横浜市への政策提言など、市内企業との共同・受託研究等の産学連携の推進、多文化共生・地域経済の活性化等の都市及び身近な地域の課題の解決に資する取組の実施など、大学の研究成果を地域に還元する取組を推進する。

更に、横浜市が有する大学として市施策推進への貢献や市内他大学との連携を通じて、地域への貢献をより一層推進する。

第5 国際化に関する目標

国際社会に開かれた大学として、国際競争力を有し、多くの留学生にも選ばれる教育水準や教育研究環境を有した大学づくりを推進する。

また、海外の大学との相互交流等を通じ、学生が国際的感覚を養い、幅広い視野を持ったグローバル人材の育成を推進する。

更に、アカデミックコンソーシアムによるネットワークの活用や横浜市の国際施策との連携による国際交流・国際貢献を推進す

る。

第6 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標

1 医療分野・医療提供等に関する目標

（政策的医療の推進）

産科・小児医療、精神医療、救急医療体制の充実、地域の医療機関との連携強化、専門性の高い医療の提供等、横浜市が行う政策的医療に積極的に取り組む。

また、超高齢社会における医療ニーズの変化、がん医療、災害医療への対応など、社会の要請にも応える医療の提供に努める。

（大学病院としての高度な医療の提供）

県内唯一の公立大学附属病院として、高度な治療を必要とする患者に対し、適切な医療を提供できるよう、地域の医療機関との連携や機能分担を推進するとともに、更なる医療機能の向上を図る。

（附属2病院の役割分担・連携強化）

救命救急、がん医療、周産期医療など附属2病院の強みや特色を活かした役割分担の明確化を進めるとともに、連携を強化することで、質の高い医療の提供を行う。

2 医療人材の育成等に関する目標

「新たな専門医制度」にも適切に対応するなど、引き続き、地域医療に貢献する医療人材の確保・育成に取り組む。

また、良質なチーム医療の推進に向け、様々な職種において優秀な人材を確保・育成するとともに、女性スタッフの復職支

援等、働く環境の整備を推進する。

3 地域医療に関する目標

(地域医療への貢献)

横浜市が構築する「地域包括ケアシステム」を基本とし、地域の医療機関との連携や機能分担を推進する。

(医療情報の提供及び発信)

社会への説明責任を果たすため、病院に対する評価結果等の情報提供を引き続き推進する。また、地域の医療機関等へ向けた医療講座の充実や、広報の強化など、医療に関する情報発信を積極的に行い、大学のプレゼンス向上に貢献する。

4 先進的医療・研究に関する目標

医学部・医学研究科や先端医科学研究センターと連携し、先進的な医療を行うための研究及び技術開発を積極的に行い、大学病院としての特性を発揮する。

また、臨床研究ネットワークや国家戦略特区の効果的な活用などにより、臨床研究中核病院の早期承認を受けるための取組を推進する。

5 医療安全・病院運営に関する目標

(患者本位の医療提供)

患者が満足度の高い医療を受けられるよう、患者目線に立った医療環境の整備を推進する。

(安定した経営基盤の確立)

客観的な指標を用いるなどして医療の質の向上を図るとともに、経営の効率化に取り組み、安定した経営基盤を確立する。

(医療安全管理体制)

市民からの信頼をより一層向上させるため、病院長のガバナンスを強化するなど、病院の運営体制を強化するとともに、医療安全管理体制の充実を図る。

第7 法人の経営に関する目標

1 業務運営の改善に関する目標

(1) コンプライアンス推進及びガバナンス機能強化等運営の改善に関する目標

(コンプライアンス及びガバナンスの強化)

法人全体のコンプライアンス意識を更に徹底するとともに、組織体制の見直しも含め、理事長・学長を中心としたガバナンスを更に強化することで、市民の信頼を一層向上させる取組を強力に推進する。

(情報の管理)

教育研究活動や経営管理の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすための積極的な情報公開を推進するとともに、個人情報及び法人情報の管理体制を更に充実させるための具体的なしくみづくりを進める。

また、経営判断に必要なデータを適切に収集・蓄積する。

(危機管理体制の構築)

学生のみならず教職員も含めた法人全体としての危機管理体制について検証を行い、社会情勢の変化に対応した体制やしくみ等を構築する。

(2) 人材育成・人事制度に関する目標

時代の変化に対応した組織体制や優秀な教職員を育成・確保するための制度等を引き続き検討するとともに、女性活躍の視点をはじめ、全ての教職員活躍のための制度等も併せて検討する。

(3) 大学の発展に向けた基盤整備に関する目標

(施設の管理及び整備)

大学としての教育研究環境及び大学病院としての高度で先進的な医療を提供し続けるための機能を維持するために中長期的な視点をもって、施設や機器整備等の環境整備に努める。

(大学の発展に向けた取組の推進)

今後の社会情勢や横浜市政の状況を見据えた長期的視点を持ったうえで、市政への貢献や大学の更なる発展に向けた具体的な達成指標を設けた取組を推進する。

(4) 情報の発信に関する目標

横浜市立大学の強みや特色が広く社会に認知され、市民からの信頼や大学の魅力向上につながる効果的な情報発信を行う体制、手法を構築する。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 運営交付金・貸付金に関する目標

中期目標を達成するため、算定の基準に基づき運営交付金の交付や貸付けを行い、法人は、運営交付金の活用や効率的な執行等により収支バランスを確保し、中期目標を達成する。

(大学)

大学の経費を「学費対象経費」と「学費対象外経費」に分け、

ア 「学費対象経費」については、その財源として、

(ア) 国の私立大学への補助金相当額

(イ) 私立大学との授業料格差相当分

を基準として運営交付金を交付する。

イ 「学費対象外経費」については、横浜市と法人とで、個々の事業ごとに考え方を明確化し、運営交付金を交付する。

(病院)

病院の経費については、その財源として、

ア 民間病院と同様の医療は、民間病院への補助等に準拠

イ 市立病院等が果たすべき役割として実施しているものに係る経費

ウ 公営企業の性格上、市立病院に一般会計から繰り入れられているものについては、同様に国の定める基準等に準拠

エ 教育研究など大学病院の特性に係る経費

を基準として運営交付金を交付する。

(貸付金)

医学部を擁する県内唯一の公立大学であることに鑑み、高額な医療機器の整備については、予算の範囲内で整備費を貸し付ける。

(2) 自己収入の拡充に関する目標

自己収入の拡充に向け、国等の大型プロジェクト研究費や

受託研究費及び民間機関等との共同研究費の確保等、引き続き、外部資金の獲得に積極的に取り組み、多様な収入の確保に努める。

また、卒業生へのアプローチの改善等、寄附金の更なる拡充に向けて取組を推進する。

(3) 経営の効率化に関する目標

理事長・学長がリーダーシップを発揮し、中長期的な視点を持って経営の効率化を図り、健全かつ安定した大学運営に向けて経営基盤の強化に取り組む。

第8 自己点検及び評価に関する目標

目標ごとに具体的な達成指標を設け、中期計画、年度計画等の進捗管理を行い、自己点検及び自己評価を正確に行うとともに、横浜市公立大学法人評価委員会や認証評価機関からの評価結果を公表し、適切に大学運営と教育研究活動の改善及び充実に取り組む。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が平成29年度から平成34年度までに達成すべき業務運営に関する目標を定めたいので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案する。

参 考**地方独立行政法人法（抜粋）**

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(第4項省略)